平成２７年（再イ）第５４号
岡山市南区福島４丁目１番７号
再生債務者　上河かおり
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月18日まで
平成28年４月27日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第１５号
山口県宇部市大字東須恵1100番地１アバンティ106号
再生債務者　安部　　茂
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月25日まで
平成28年４月27日　山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（再イ）第７号
宮崎県日向市大字日知屋62番地19
再生債務者　酒井　哲也
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月25日まで
平成28年４月27日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（再イ）第３５号
鹿児島県鹿児島市川上町347番地２
再生債務者　東　　悠生
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月25日まで
平成28年４月27日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１号
岡山県井原市美星町三山3445番地２
再生債務者　森年　　亘
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月１日から平成28年６月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

平成２８年（再ロ）第１号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師3366番地11
再生債務者　原　　亮平
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月25日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月１日から平成28年６月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１４号
さいたま市北区宮原町４丁目８番地２　305号
再生債務者　達林　武雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月17日まで
平成28年４月26日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１号
京都府舞鶴市字下福井949番地17
再生債務者　眞下　光次
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月26日まで
平成28年４月25日　京都地方裁判所舞鶴支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１号
宮城県栗原市金成沢辺西大寺80番地18　定住促進金成住宅１―506号
再生債務者　千葉　則子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月25日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２７年（再ロ）第１４号
千葉県船橋市中野木１丁目25番35―410号
再生債務者　湯澤　明夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月25日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再ロ）第１号
長野県飯田市下久堅小林474番地２
再生債務者　木下恵美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月25日
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（再ロ）第１７号
札幌市白石区南郷通６丁目南５番39号　プレミエール南郷Ｂ―201号
再生債務者　岩松　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月26日
札幌地方裁判所民事第４部

農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
平成 28 年３月 31 日
農林水産省共済組合代表者
農林水産大臣　森山　　裕

第15条を次のように改める。
第15条　削除
第18条第２号中「施行令第11条の３の４」を「国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第11条の３の４」に改める。
第22条中「第２項及び第３項」を「第４項及び第５項」に、「第69条」を「第69条第１項」に改める。
第28条第１号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。
第29条第１項の表中「$\frac{45.00}{1,000}$」を「$\frac{43.00}{1,000}$」に、「$\frac{5.73}{1,000}$」を「$\frac{5.65}{1,000}$」に、「$\frac{42.49}{1,000}$」を「$\frac{40.79}{1,000}$」に、「$\frac{47.51}{1,000}$」を「$\frac{45.21}{1,000}$」に、「$\frac{90.00}{1,000}$」を「$\frac{86.00}{1,000}$」に、「$\frac{11.46}{1,000}$」を「$\frac{11.30}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{45.00}{1,000}$」を「$\frac{43.00}{1,000}$」に、「$\frac{5.73}{1,000}$」を「$\frac{5.65}{1,000}$」に、「$\frac{47.51}{1,000}$」を「$\frac{45.21}{1,000}$」に改める。
附　則（平成28年３月31日）
1　この変更は、平成28年４月１日から施行する。
2　変更後の第29条第１項及び第２項の規定は、平成28年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

林野庁共済組合定款の一部変更について

林野庁共済組合定款（13林共第36号）の一部を次のように変更する。
平成 28 年３月 31 日
林野庁共済組合代表者
林野庁長官　今井　　敏

第15条を次のように改める。
第15条　削除
第19条第１号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査その他」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の」に、「ための」を「ために」に改める。